

沖縄県保健医療計画

(概要版)

■ 基本理念

本県では、県民に対する良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するため、医療法に基づき平成元年に「沖縄県保健医療計画」を策定し、その後、ほぼ5年ごとに見直しを行ってきました。

保健医療を取り巻く環境は、急速な少子・高齢化の進展、がんや循環器疾患等生活習慣病の増加など疾病構造の変化、医学・医療技術の進歩による医療の高度化・専門化の進展、さらに衛生に対する県民ニーズの多様化・高度化など、大きく変化しています。

また、国において医療提供体制をはじめ、後期高齢者医療制度の創設や療養病床の再編成など、制度全般にわたる医療制度改革が行われることになり、平成18年6月に「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」等が成立しました。

このたびの法改正では、医療情報の提供による適切な選択の支援や医療機能の分化・連携による切れ目のない医療の提供、在宅医療の充実による患者の生活の質の向上など、患者の視点に立った、安全・安心で質の高い医療が受けられる体制の構築が求められています。

こうした中、本県においても、地域ケアを充実するなど地域で支え合う社会づくりとともに、患者の視点及び疾病予防、介護予防の視点からの保健医療提供体制の整備が求められています。

しかしながら、広範囲に散在する多くの離島・へき地において、その地理的特性から、保健医療資源や医療サービス提供体制は、必ずしも十分ではありません。

このような状況を踏まえ、より一層県民のニーズに即した保健医療サービスを積極的に推進するため、保健医療計画の見直しを行うこととし、ここに「沖縄県保健医療計画(平成20年改訂)」を策定しました。

■ 計画期間

平成20年度を初年度とし、平成24年度を目標年度とする5年計画です。

基本方向について

●課題及び基本方向

本県では、肥満割合や、生活習慣病の発症リスクを高めるメタボリックシンドロームの該当者・予備群の割合が全国に比べ高い状況です。また、住民・患者にとっては、安心できる医療をどこでどのように受けられるのか詳しく分からない等、情報の提供が十分ではありません。

そこで、沖縄県保健医療計画では、「健康福祉社会の実現と安全・安心な生活の確保」が実現できるよう国、市町村及び保健・医療・福祉に関わる関係機関・団体と連携を取りながら以下の基本方向に基づき、計画を推進します。

ア 県民を支える保健医療体制

すべての県民が、健やかに安心して暮らせるよう、「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」適切な保健医療サービスが受けられることを基本原則として、保健医療提供体制を整備します。

イ 主要な疾病ごとの医療連携体制の整備

住民や患者の視点を尊重し、主要な疾病等について地域でどのような医療サービスが提供されているのか、また、患者・住民に対する切れ目のない医療サービスの提供体制をどのように構築するのか、などの医療連携体制づくりに重点を置き、県民が安心して日常生活を過ごすために必要な患者本位の医療サービスの基盤づくりを行っていきます。

ウ 離島・へき地医療の向上

都市部との格差の大きい離島・へき地において安定した保健医療サービスを提供するため、引き続き、医師確保等、離島・へき地の医療の向上に取り組めます。

エ 医療従事者の養成・確保と資質の向上

医師・看護師等の医療従事者については、引き続き養成・確保に努めるとともに、就業しやすい環境整備や資質向上への対応を進めます。

オ 医療機能情報の提供の推進

県民の医療に関する選択を支援するため、医療機能に関するきめ細やかな情報提供体制を整備します。

保健医療圏を設定しています。

●保健医療圏

保健医療計画では、保健医療資源の適正な配置を図るとともに、保健医療機関相互の機能の分担と連携を推進し、身近で頻度の高い医療から高度・専門的な医療の確保まで県民に適切な保健医療サービスを提供していくための地域単位として、一次、二次及び三次の保健医療圏を設定しています。

【一次保健医療圏】

地域住民の日常的な疾病や外傷等の診断・治療及び疾病の予防、健康管理など、身近で頻度の高い保健サービスやかかりつけ医によるプライマリ・ケアの推進を図る地域的単位であり、市町村を単位とします。

【二次保健医療圏】（医療法第30条の4第2項第10号に規定する区域）

高度・特殊な医療サービスを除く一般の医療の需要に対応し、病院の病床の整備など入院医療確保を図る地域的単位です。沖縄県では5つの保健医療圏域を設定しています。

【三次保健医療圏】（医療法第30条の4第2項第11号に規定する区域）

一次及び二次の保健医療体制との連携のもとに特殊な診断や治療を要する高度・専門的な保健医療サービスを提供する地域的単位であり、沖縄県全域を区域として設定しています。

基準病床数を定めています。

● 基準病床数

基準病床数は、病院及び診療所の病床の適正配置を促進することを目的として、医療法第30条の4第2項第12号の規定に基づき定めるものです。

病院及び診療所の基準病床数は、療養病床と一般病床を合わせて二次保健医療圏ごとに定めます。また、精神病床、結核病床及び感染症病床に係る基準病床数は、県全域で定めます。

病床種別		基準病床数	既存病床数
療養病床及び一般病床	北部保健医療圏	608	1,044
	中部保健医療圏	3,143	3,784
	南部保健医療圏	5,404	6,736
	宮古保健医療圏	463	585
	八重山保健医療圏	243	446
	計	9,861	12,595
精神病床（県全域）		4,884	5,610
結核病床（県全域）		44	81
感染症病床（県全域）		26	18

※既存病床数は平成19年3月31日現在


県民を支える保健医療提供体制の整備を図ります。

● 生活習慣病（がん・糖尿病・脳卒中・急性心筋梗塞）の予防対策

本県は生活習慣病による早世の割合が高いことなどにより、男女ともにトップ又は上位であった平均寿命の順位が後退していることを受けて、特定健診・特定保健指導の効果的な実施、がん検診の推進等の生活習慣病の予防対策の強化や「健康・長寿沖縄」の維持継承に向けた取り組みとして、県の健康増進計画である「健康おきなわ21」を位置づけています。

※「健康おきなわ21」に基づく健康づくりの推進


県民一体の健康づくり運動を具体的に進めていくために、「チャーガンジューおきなわ！」をスローガンとし、また、具体的に健康づくりを実行できるように、日常生活に取り入れて欲しい県民の行動目標（行動指針）として、「チャーガンジューおきなわ9か条」を作成しました。



チャーガンジューおきなわ

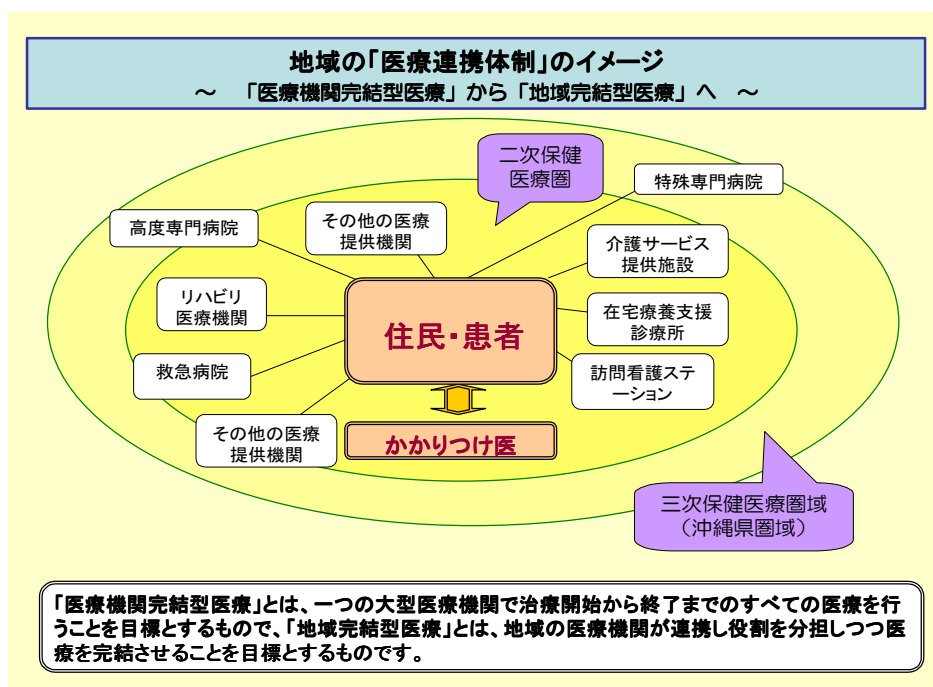
9か条

- ち
ゃ
ちゃんと朝食 あぶら控えめ おいしいごはん
- |
1日1回 体重測定
- が
ん
頑張りすぎず適度な運動 今より10分(1000歩)多く歩こう！
- じ
ゅ
十分な休養 ストレスと上手に付き合おう ひとりで悩まず相談を
- う
うれしいね 禁煙・分煙で あなたも私も快適に！
- お
おくちの健康 3点セット 歯ブラシ・フッ素・フロス
- き
休肝日をつくろう お酒はほどほどに
未成年や妊婦は飲みません・飲ませません
- な
仲間・家族で行こう！健康診断・がん検診
- わ
大きな輪 みんなで支える「健康・長寿」



● 医療機能の分化と連携

患者の生活の質の向上を目的として、疾病の予防、発生から診断、治療、リハビリ、在宅療養までを地域の医療機関が連携して行う体制を構築するとともに、かかりつけ医を中心とした日常的な医療を基本に、必要な時に専門的な医療が受けられるよう、医療機関が役割を分担し、それぞれの専門性を高める（医療機能の分化を行う）など、地域の限られた医療資源を有効に活用する体制の構築に努めます。

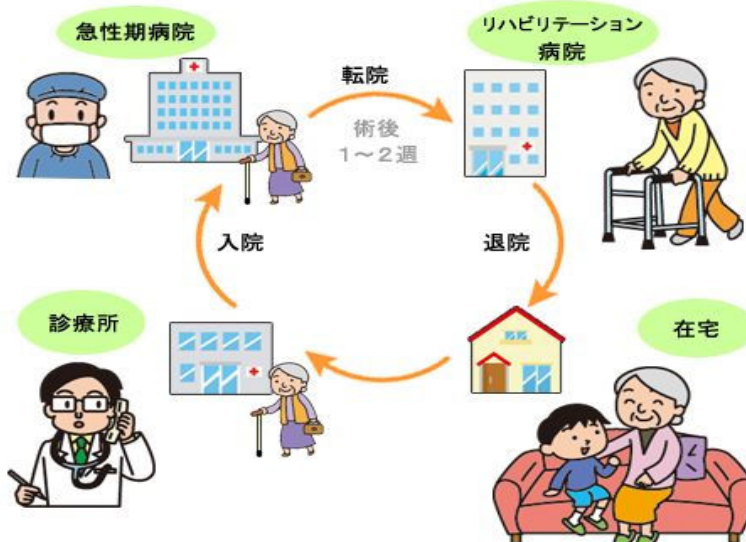


● 地域クリティカルパスの普及

患者一人一人の治療開始から終了までの全体的な診療計画（地域クリティカルパス）を作成し、各医療提供者がそれを共有し、具体的な治療方針を検討するための会議を行ったうえで、それぞれが担当する部分の治療を行うような連携体制の構築を推進します。

地域クリティカルパスの普及により、転院しても中断されることなく、急性期病院から回復期病院を経て在宅に戻るまで継続的な治療の提供が円滑に行われ、在宅生活への早期復帰を希望する患者の安心を得ることが期待されます。

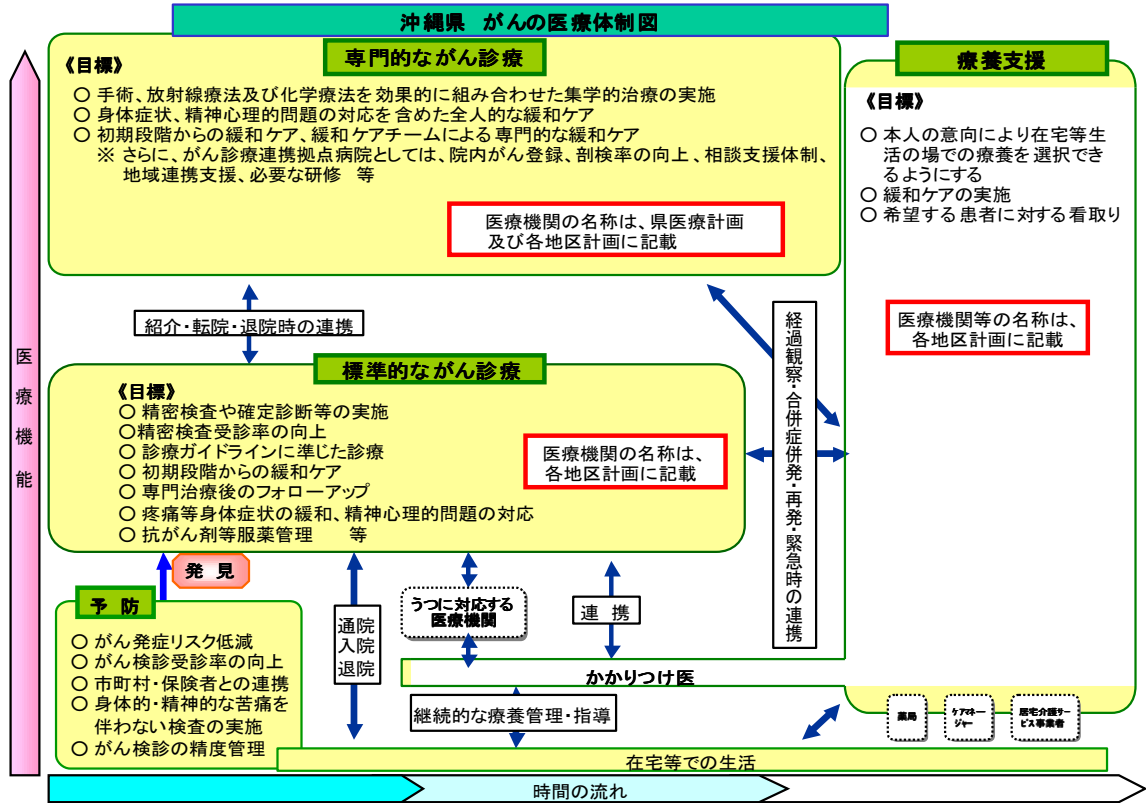
※地域連携クリティカルパスのイメージ図



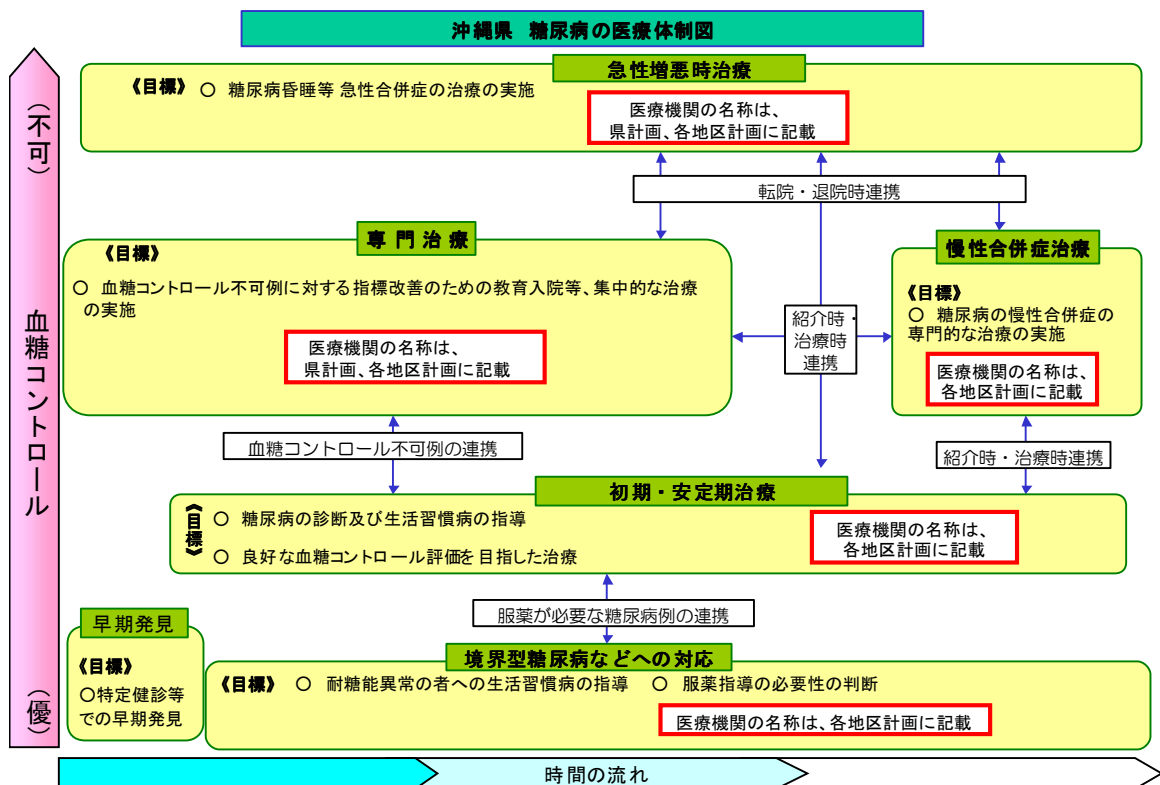
● 主要な疾病ごとの医療連携体制の整備

生活習慣病（がん、糖尿病、脳卒中及び急性心筋梗塞）について、疾病予防から急性期・慢性期の治療やリハビリ、さらに在宅医療までの切れ目のない医療を提供するための医療連携体制の構築に取り組みます。

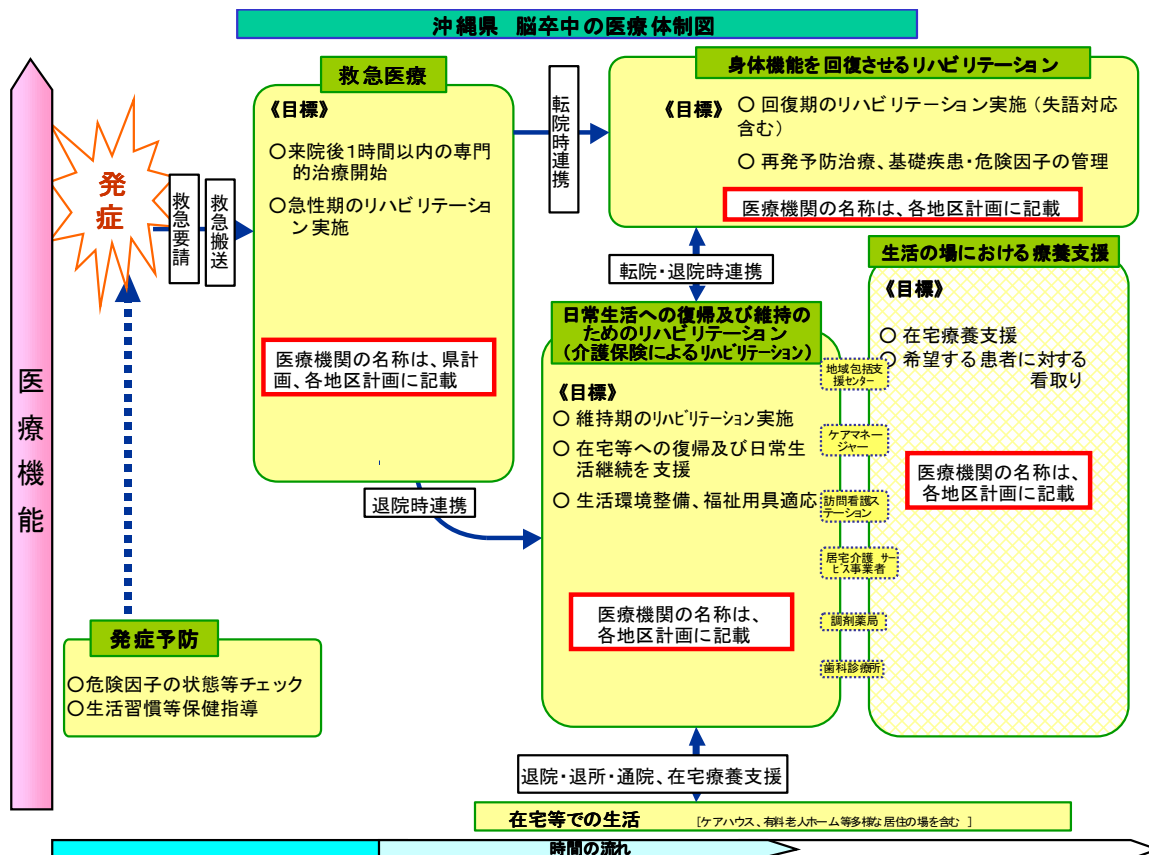
1. がん



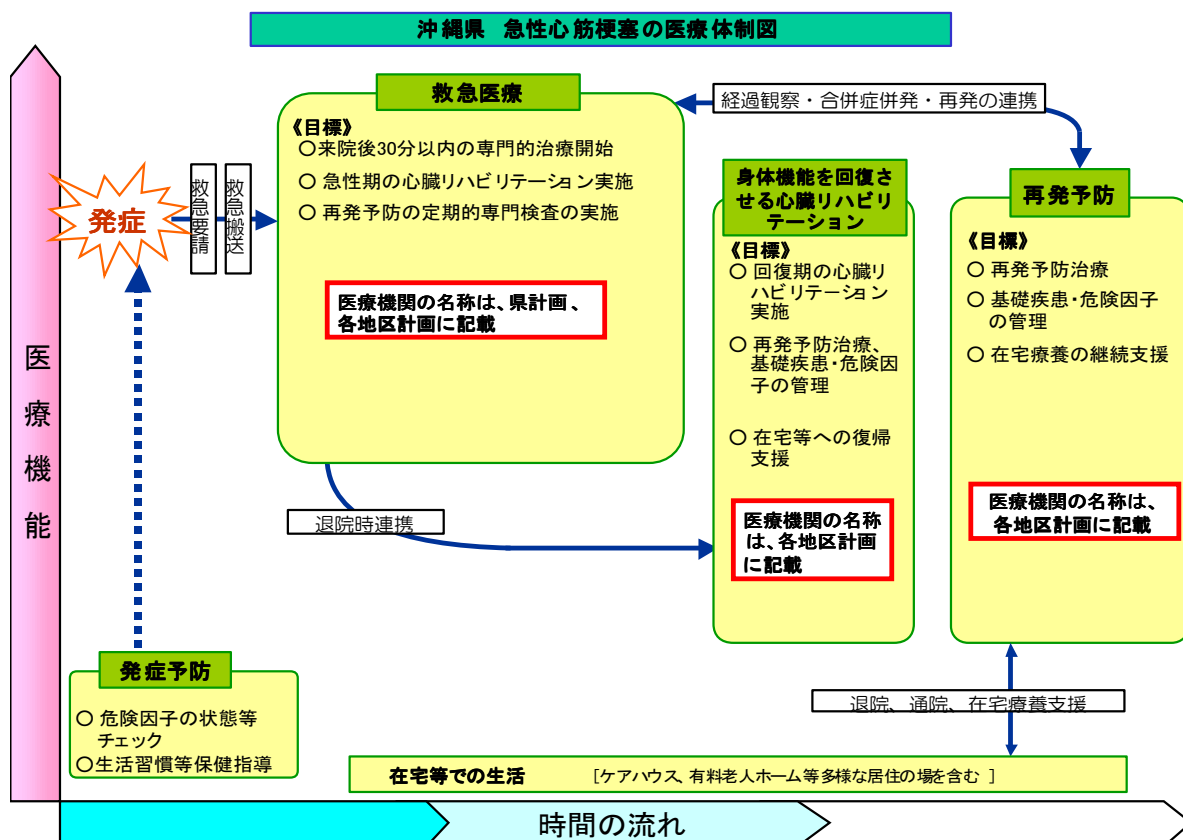
2. 糖尿病



3. 脳卒中



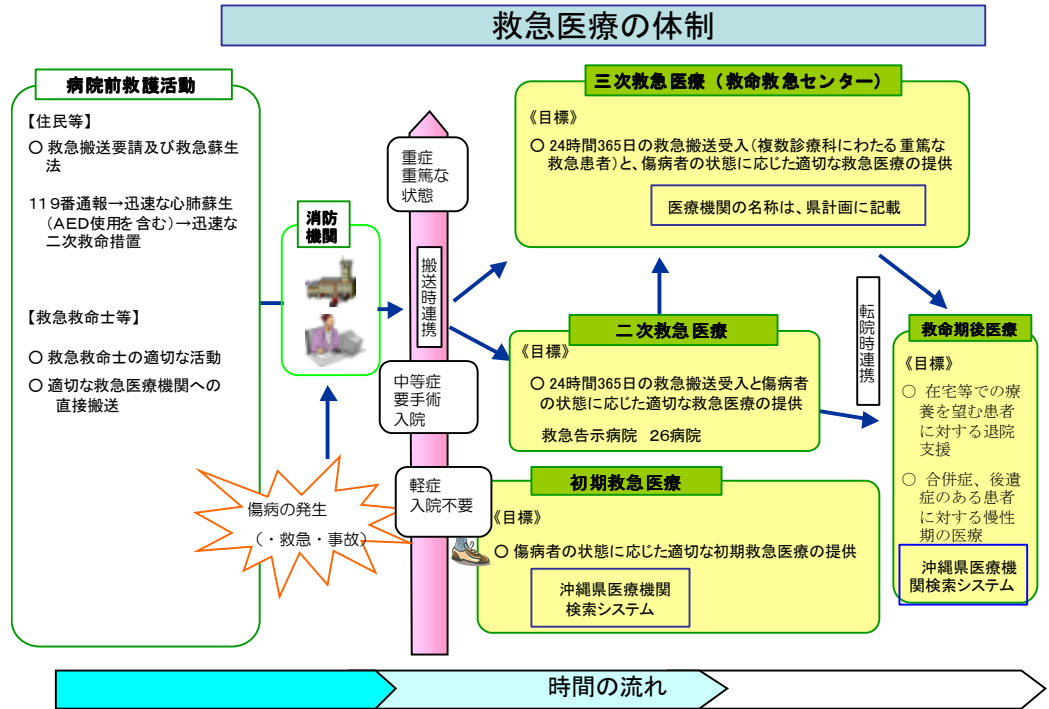
4. 急性心筋梗塞



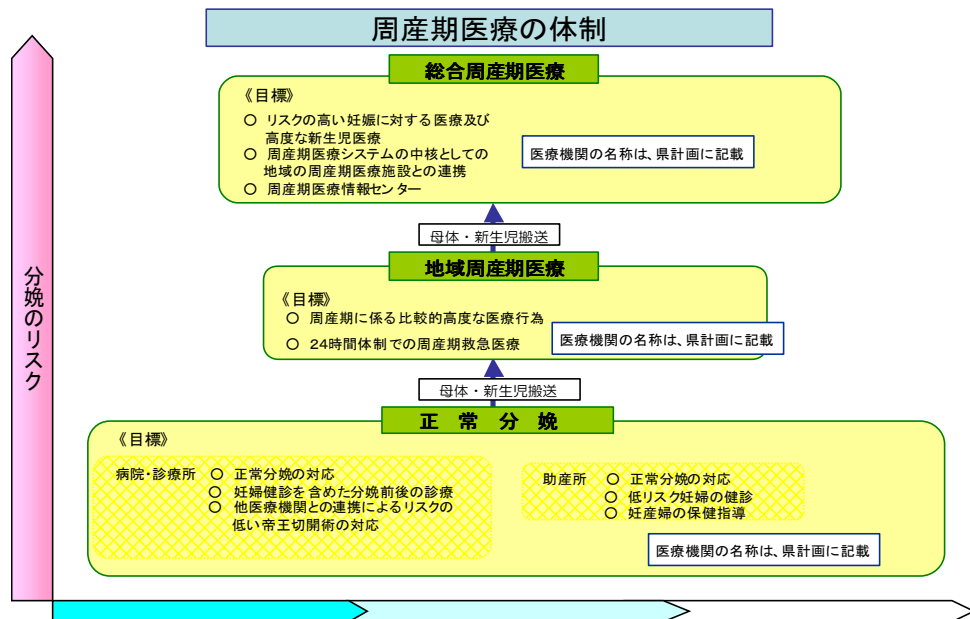
●特定の課題に対応した医療連携体制の整備

地域医療の確保において重要な救急医療、周産期医療、小児医療（小児救急を含む）、離島・へき地医療について、患者や住民が安心して医療を受けられる体制の整備に取り組みます。

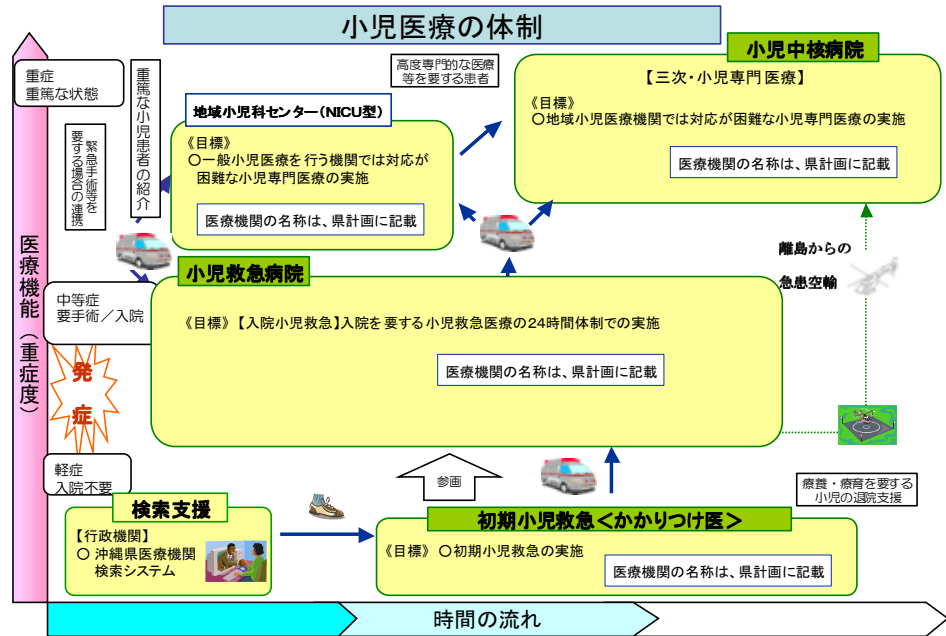
1. 救急医療



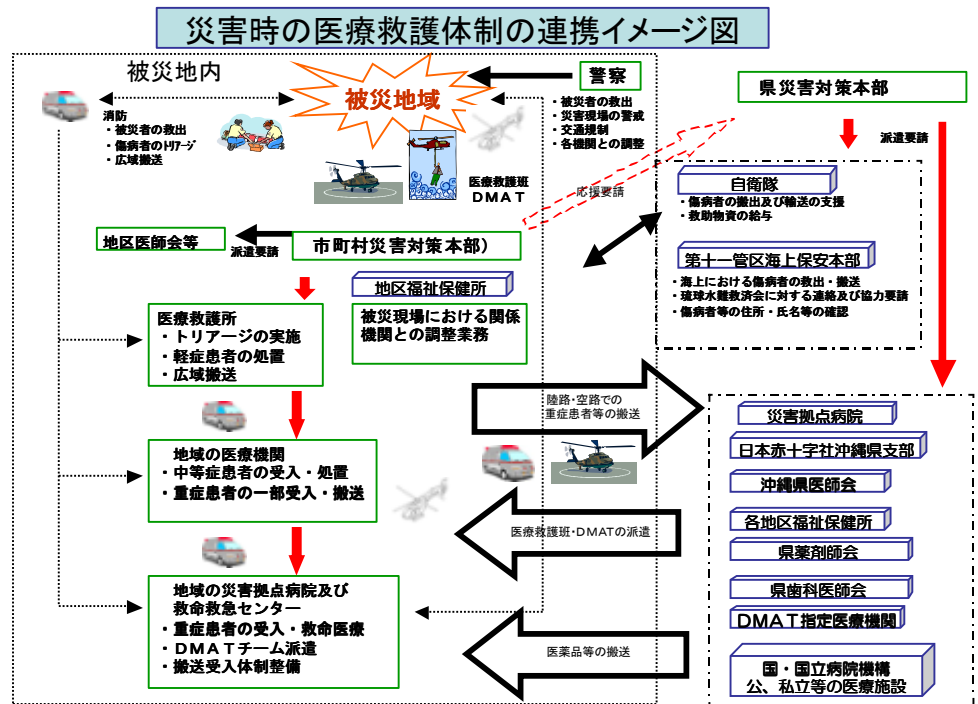
2. 周産期医療



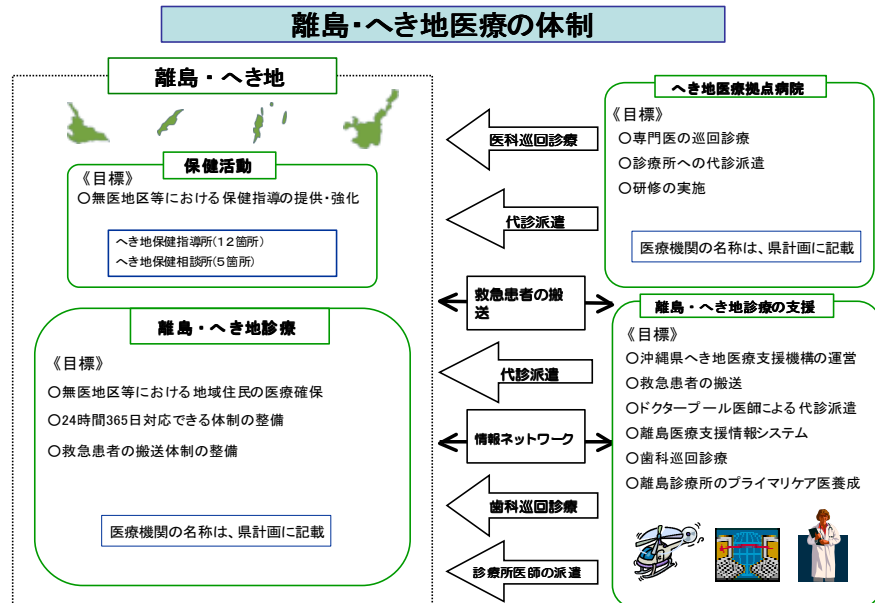
3. 小児医療



4. 災害医療

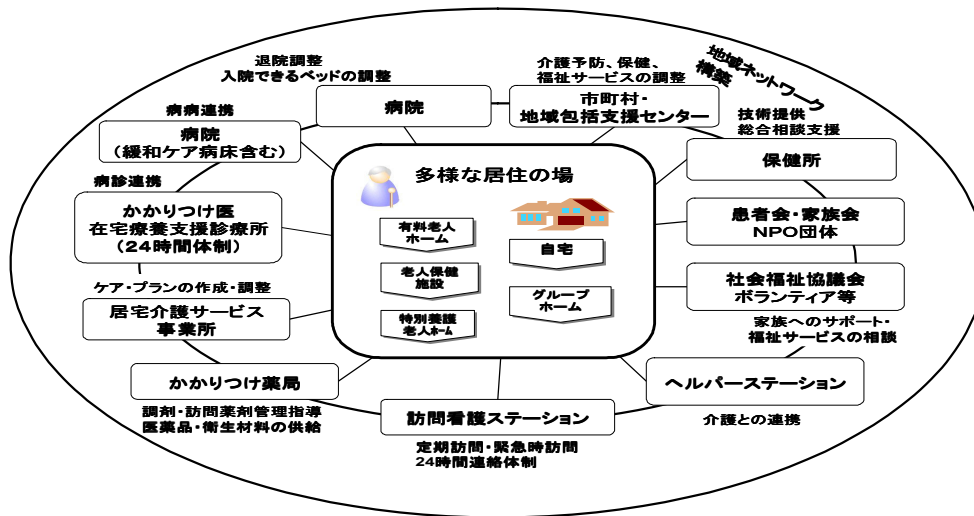


5. 離島・へき地医療



●在宅医療体制の整備

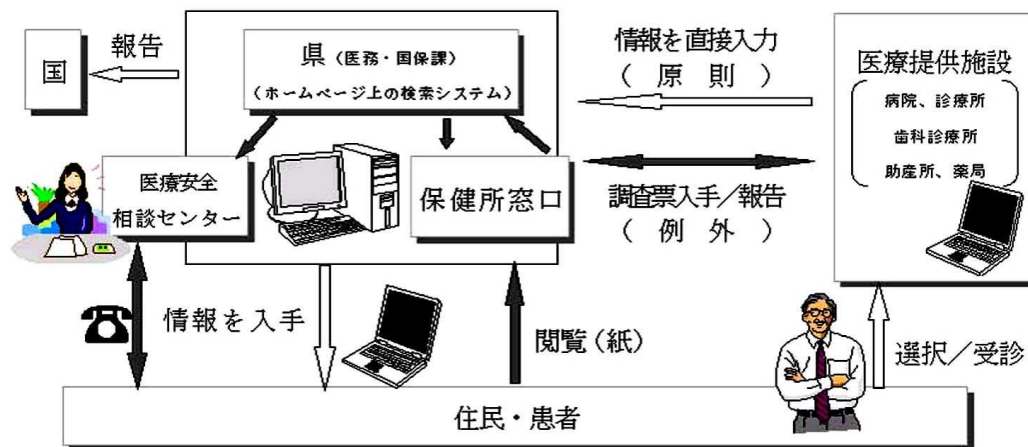
在宅療養者・家族が安心して生活を送ることができるための支援体制を推進します。



●医療機関の情報提供

医療法・薬事法に基づき、病院、一般診療所、歯科診療所、助産所及び薬局の有する医療機能情報をインターネット上の「沖縄県医療機関検索システム（うちなあ医療ネット）」で提供し、県民の医療機関等の適切な選択を支援します。

【医療機能情報公表制度の概念図（沖縄県）】



注) ← (白)：原則的な運用

← (黒)：例外的な運用（インターネットが利用出来ない高齢者等） |

※『うちなあ医療ネット』については、
県ホームページ (<http://imuutina.pref.okinawa.lg.jp/>) で御覧下さい。

保健医療従事者等の養成・確保と資質の向上を図ります。

●医療従事者の養成・確保と資質の向上

医師・看護師等の医療従事者については、引き続き養成・確保に努めるとともに、就業しやすい環境整備や資質向上への対応を進めます。

主な数値目標

項目名	小項目	指標名	現状値	目標値 (平成24年度)	項目名	小項目	指標名	現状値	目標値 (平成24年度)					
医療機関の情報提供等	医療機関の情報提供等	検索システムのアクセス数(年間)	0件	約55,000件	在宅医療体制の整備	在宅医療体制の整備	在宅養護支援診療所数(75歳以上人口千人あたり)	0.46	0.82					
医療安全対策	医療安全対策	医療安全センターの設置圏域数	0	5(全圏域)			訪問看護ステーション数(人口10万人あたり)	3.7	4.5					
		苦情率(苦情件数/全相談数)	6.1%	4.0%			健康危機管理対策	健康危機管理対策委員会の開催	月1回	月1回				
		医療機能の分化と連携	医療機能の分化と連携	地域医療支援病院数			6	8	精神保健医療対策	入院中精神障害者の地域生活移行数	—	827人		
生活習慣病様の疾病に対応した保健医療対策の推進	生活習慣病(がん・糖尿病・脳卒中・急性心筋梗塞)の予防対策	特定健康診査の実施率	—	70%以上			その他の対策	臓器移植対策		自殺死亡率の減少(人口10万対)	27.5人	現状値の10%以上減少させる		
		特定保健指導の実施率	—	45%以上					全結核罹患率(人口10万対)	20.8	15.0			
		がん検診受診率	—	10%以上減少(平成20年度比)					麻しんを含むワクチンの接種率(1歳児)	82.5%	95.0%			
		がんの医療連携体制の整備	がんの地域連携ケイカハ [®] 導入圏域数	胃がん22.7% 大腸がん18.6% 乳がん27.5% 子宮がん26.4% 肺がん15.9%					50%	結核・感染症対策	エイズ抗体検査数	2,547	4,000	
				がん検診受診率					—			10%以上減少(平成20年度比)	エイズを発症した患者として発見される割合	16.6%
		糖尿病の医療連携体制の整備	糖尿病の地域連携ケイカハ [®] 導入圏域数	脳卒中中の地域連携ケイカハ [®] 導入圏域数					1	5(全圏域)	臓器移植対策	臓器提供意思示カード等の所持率	10.2%	15.0%
				急性心筋梗塞の地域連携ケイカハ [®] 導入圏域数	2	5(全圏域)			臓器提供選択肢提示件数	10		35		
				脳卒中中の医療連携体制の整備	脳卒中中の地域連携ケイカハ [®] 導入圏域数	急性心筋梗塞の地域連携ケイカハ [®] 導入圏域数			2	5(全圏域)		骨髄ドナー登録者数	8,646人	10,000人
						急性心筋梗塞の地域連携ケイカハ [®] 導入圏域数			2	5(全圏域)		難病等対策	難病相談・支援センターにおける相談件数	747
		特定の課題に対応した医療連携体制の整備	救急医療体制の整備	AEDの設置台数	754台	1,500台			歯科医療対策	歯科医療対策	歯科医院で定期的な歯石除去や歯面清掃を受ける者の割合(55~64歳)	22.9%(平成18年度)	40.0%	
救急医療用ヘリコプターの導入による病院収容時間の短縮	例: 粟国島145分			例: 粟国島55分※90分の時間短縮	障害児者歯科治療数	3,000人(平成19年度)	3,500人							
周産期医療体制の整備	周産期死亡率(出産千対)			周産期死亡率(出産千対)	5.0	4.5	血液確保対策	血液の確保			目標量 20,993%	目標量 23,000%		
				新生児死亡率(出生千対)	0.9	0.9	薬事対策	医薬品の備蓄センターの数			1	2		
低体重児出生率(出生数の割合)	低体重児出生率(出生数の割合)			低体重児出生率(出生数の割合)	11.0	9.6	ハブ・海洋危険生物対策	ハブ咬傷患者数(年間)			103人	50人		
				低体重児出生率(出生数の割合)	11.0	9.6					ハブクラゲ刺症被害者数	208人	70人	
小児救急を含む小児医療体制の整備	小児救急を含む小児医療体制の整備			県民への医療機関の機能分担と連携の普及啓蒙	—	広報誌・冊子・インターネットを活用した普及啓蒙事業の実施	医師	人口10万対医師数のぜんこく平均値との比較			99.6%	100%		
				複数病院・共同利用型体制での小児救急医療輪番制への参画	1(南部圏域)	5(全圏域)		看護職員			看護職員の需給バランス	需要数 16,544人 供給数 15,117人	需要数 17,210人 供給数 16,516人	
災害医療体制の整備	災害医療体制の整備			沖縄県災害時医療救護計画及び実施細目2-17策定・運用	未整備	運用	介護サービス従事者	介護支援専門員の養成数			3,486人	4,100人		
				ドクターバンク登録医師数	15人	100人		主任介護支援専門員の要請数			41人	210人		
離島・へき地医療の向上	離島・へき地医療の向上	離島医療支援事業による代診医派遣延べ日数	60日	160日										
		県立病院ふぞく診療所のISDN回線からブロードバンドへの移行	0か所	16か所(全県立診療所)										

沖縄県保健医療計画については、沖縄県医務・国保課のホームページにおいて常時閲覧できます。

ホームページアドレスは、http://www.pref.okinawa.jp/imu_kokuho/です。

編集/沖縄県福祉保健部 医務・国保課
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
TEL: 098-866-2169 FAX: 098-866-2714



沖繩県